

人事行政の運営等の状況を公表

令和5年度の職員の給与やサービスの状況などの人事行政の運営等の状況をお知らせします。

これは、地方公務員法及び養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

令和6年9月30日公表分

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R5年	R6年		
福祉関係を 除く一般行政	議 会	4人	4人	0人	人事異動による減
	総 務	70人	69人	△1人	
	税 務	13人	13人	0人	
	農林水産	18人	18人	0人	
	商 工	7人	7人	0人	
	土 木	24人	26人	2人	
	小 計	136人	137人	1人	事務事業量の見直しによる増
福祉関係	民 生	64人	68人	4人	人事異動による増
	衛 生	24人	25人	1人	人事異動による増
	小 計	88人	93人	5人	
一般行政部門計		224人	230人	6人	
教 育		36人	39人	3人	事務事業量の見直しによる増
消 防		0人	0人	0人	
小 計		36人	39人	3人	
公営企業等 会計部門	病 院	2人	3人	1人	人事異動による増
	水 道	7人	6人	△1人	人事異動による減
	交 通	0人	0人	0人	
	下水道	7人	6人	△1人	人事異動による減
	その他	12人	13人	1人	人事異動による増
	小 計	28人	28人	0人	
総 合 計		288人	297人	9人	

(注) 職員数は、特別職を除き再任用フルタイムを含んだ人数です。

(2) 年齢別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	14人	20人	35人	24人	20人	31人	35人	47人	40人	23人	6人	297人

(3) 定員管理計画の数値目標

① 定員管理計画目標（基準数）

令和6年3月に策定した定員管理計画では、令和11年度当初の職員数300人を基準数としている。

② 定員管理計画策定時における定員の計画職員数

部門	区分	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
一般行政部門	差引増減		7人	△1人	3人	△3人	3人	△2人
	職員数	224人	231人	230人	233人	230人	233人	231人
特別行政部門	差引増減		3人	0人	0人	0人	0人	0人
	職員数	36人	39人	39人	39人	39人	39人	39人
公営企業等部門	差引増減		2人	0人	0人	0人	0人	0人
	職員数	28人	30人	30人	30人	30人	30人	30人
総合計	差引増減		12人	△1人	3人	△3人	3人	△2人
	職員数	288人	300人	299人	302人	299人	302人	300人

2 職員の人事評価の状況

・人事評価を勤勉手当及び昇給に反映中

令和5年度 優秀 10人、良好 255人、やや良好でない 6人、良好でない 0人

3 職員の給与及び手当の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	4年度の 人件費率
5年度	21,275 人	20,136,723 千円	745,608 千円	3,149,814 千円	15.7%	16.7%

(注) 普通会計とは、地方財政決算統計上における会計区分であって、公営企業と事業会計以外のすべての会計をいいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	270 人	997,356 千円	181,256 千円	385,467 千円	1,564,079 千円	5,792 千円

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
323,200 円	42.9 歳	301,700 円	46.1 歳

(4) ラスパイレス指数の状況

R5 年(4/1)	R4 年(4/1)
96.4	96.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		養父市	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円

(6) 職員の経験年数別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		大学卒	高校卒
一般行政職	経験年数 10年以上 15年未満	264,900 円	237,900 円
	経験年数 15年以上 20年未満	303,700 円	- 円
	経験年数 20年以上 25年未満	362,200 円	318,800 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
標準的な職務内容	主 事	主 事	副主幹 主 査 (内副主幹)	主 幹	課 長	課 長	部 長
職員数	31 人	32 人	81 人 (17 人)	59 人	14 人	34 人	19 人
構成比	11.5%	11.9%	30.0%	21.8%	5.2%	12.6%	7.0%

(注) 1 養父市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8) 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

養 父 市		国	
1人当たり平均支給額（5年度） 14,950 百円			
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	

(9) 退職手当（令和6年4月1日現在）

養 父 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 12,228 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された

平均額です。

(10) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給月額（令和6年4月）			(対象2人) 391 百円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	0%	—	0%

(11) 特殊勤務手当（普通会計：令和6年4月1日現在）

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	5.2%
1人当たり平均支給月額 (令和5年度支給額)	6,500 円
手当の種別及び支給額	税務滞納処分事務手当 日額 500 円
	感染症防疫作業手当 日額 500 円
	危険困難作業手当（除雪作業・へい獣死廃処理・有害獣捕獲回収・環境衛生消毒作業） 日額 500 円
	行旅死亡人作業手当 日額 500 円
	清掃員（清掃主任）手当 日額 720 円
	清掃員手当 日額 620 円
	重機運転手当（もっぱら重機運転に従事） 日額 500 円
	医師手当（国保医師） 予算の範囲内で市長が定める額
	医師往診手当 予算の範囲内で市長が定める額
	医師初任給調整手当 予算の範囲内で市長が定める額
	医師歯科診医師手当 予算の範囲内で市長が定める額
	看護師待機手当 1回 1,000 円
	索道技術管理（管理者）手当（運行業務期間中） 月額 20,000 円
	索道技術管理（補佐）手当（運行業務期間中） 月額 10,000 円
	し尿収集処理作業手当 日額 810 円
	し尿収集処理作業（主任）手当 日額 1,050 円
	ごみ処理作業手当 日額 810 円
	ごみ処理作業（主任）手当 日額 1,050 円
	火葬作業手当 日額 810 円
	歯科技工師手当 日額 960 円
マイクロバス運転手当 日額 1,000 円	

(注) 平均支給月額は、令和6年4月支給月額を令和6年4月の支給対象職員数で除したものです。

(12) 時間外勤務手当

支給職員 1 人当たり平均支給月額（令和 6 年 4 月実績）	440 百円
---------------------------------	--------

(13) その他手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	養 父 市	国
住居手当	・国と同じ	・借家＝家賃に応じて 28,000 円を限度に支給（家賃 16,000 円を超える場合に限る）
通勤手当	・交通機関利用の場合＝国と同じ ・自動車等利用の場合＝使用距離に応じて 1,000 円～31,600 円を支給	・交通機関利用の場合＝運賃等相当額が 55,000 円以下は運賃等相当額 ・自動車等利用の場合＝使用距離に応じて 2,000 円～31,600 円を支給
扶養手当	・国と同じ	・子 10,000 円 ・子以外の扶養親族 1 人 6,500 円 ・16 歳から 22 歳までの子 1 人 5,000 円加算
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 部長級 70,000 円 次長級 63,000 円 課長級 50,000 円 参事級 40,000 円 副課長級 32,000 円	・管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 俸給表別、職務の給別、俸給の特別調整額の区分別に定額の手当てを支給 46,300 円～146,400 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分/日	8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和 5 年実績）

付与日数	1 人当たり平均取得日数
1 暦年につき 20 日	11.3 日

(3) 特別休暇等の概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

主な種類	付 与 日 数 等
公民権行使	必要と認められる期間
証人等出頭	
骨髄提供	

ボランティア休暇	5日以内（年）
結婚休暇	5日以内
不妊治療休暇	不妊治療に係る通院等の為、勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内（年）
産前休暇	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産の日まで
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
育児時間	1日につき2回各30分以内
妻の出産	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内
育児参加休暇	職員の妻の出産予定日8週間前の期間から産後1年を経過するまでの間、当該出産にかかる子又は小学校就学前の子を養育するため必要な場合 5日以内
生理休暇	必要な期間
子の看護	小学校就学前の子の看護の為、勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内（年）
短期の介護休暇	日常生活を営むのに支障がある者を介護する為、勤務しないことが相当であると認められる場合、5日以内（年）
忌引	親族の区分により1日から10日までの期間
父母の追悼行事	1日以内
夏季休暇	5日以内（6月～10月）
リフレッシュ休暇	勤続年数が20年、30年に達した場合 連続する3日以内
病気休暇	90日以内（ただし、結核性疾患、精神障害の場合2年以内。公務災害の場合は任命権者が必要と認める期間）
介護休暇	介護対象者1人当たり、3年間の内必要とする2週間以上の期間の取得を3回まで。上限通算6箇月（無給）
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合 その子が3歳に達する日まで（無給）

(4) 育児休業の取得状況（令和5年度）

区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	4人	3人	7人
部分休業	0人	2人	2人

（注） 令和5年度中に新たに取得した人数です。

5 職員の分限及び懲戒免職処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

処 分 事 由	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又これに堪えない場合	0人	0人	7人		7人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合			0人	0人	0人
計	0人	0人	7人	0人	7人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合はその数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した又は職務を怠った場合	1人	0人	0人	0人	1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	1人	0人	1人
計	0人	0人	1人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の概要（令和6年4月1日現在）

免除の対象となる主な場合	研修を受ける場合
	厚生に関する計画の実施に参加する場合
	職務遂行に関し密接な関連のある国、県又は他の地方公共団体若しくは

	公共的団体の職務に従事する場合
	消防団員又は水防団体としての業務に従事する場合
	定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和5年度）

許可した内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員その他の地位を兼ねるもの	3件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業又は事務に従事するもの	16件

7 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況（令和5年度）

主催者	研修名	受講者数 (延べ数)
兵庫県自治研修所	若手、中堅、監督職、管理職、女性リーダーなど	31人
市町振興課	徴収事務、法制執務	2人
但馬広域行政事務組合	新任職員、中堅職員、管理監督職、民法、法制執務、行政法、政策形成など	62人
養父市等	新任、コミュニケーション、ハラスメント防止など	262人

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職者の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	定年	勸奨	自己都合	その他	合計
一般事務職	3人	2人	3人	3人	11人
保健師	0人	0人	1人	0人	1人
保育士	1人	0人	0人	0人	1人
看護師	0人	0人	1人	0人	1人
社会福祉士	0人	0人	0人	0人	0人
技工士	1人	0人	0人	0人	1人
技能労務職	0人	0人	2人	0人	2人
合計	5人	2人	7人	3人	17人

(2) 退職管理の状況

退職者が再就職した場合の養父市への届け出義務はなし

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和5年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	141 人
人間ドック	135 人

(2) 共済組合及び職員互助会の事業の概要（令和6年度）

① 共済制度

職員は、兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入しています。

共済組合では、短期（医療保険）、長期（公的年金）、福祉（保健、貯金、貸付）等の事業を行っています。

これらの事業は、職員の掛金と、市の負担金で運営されています。

② 職員互助会

職員は、兵庫県市町村職員互助会又は兵庫県学校厚生会に加入しています。

会では、福利厚生事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等の給付）等の事業を行っています。

これらの事業は、職員の掛金と、市の負担金で運営されており、その状況は次のとおりです。

年度	公費負担額	会員掛金総額	会員数	1人当たり公費補助額	公費負担率
5	2,597 千円	5,196 千円	355 人	7,320 円	33.3%

また、職員は、独自に養父市職員互助会を組織しています。

会では、福利厚生事業（慶弔金の給付事業、元気回復や健康増進事業等）を行っています。

これらの事業は、職員の掛金のみで運営されており、公費負担はありません。

(3) 公務災害等の認定状況（令和5年度）

区 分	傷 病	死 亡
公 務 災 害	1 件	0 件
通 勤 災 害	0 件	0 件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

区 分	件 数
前年度からの繰越件数	0 件
当年度の新規要求件数	0 件
当年度中終了件数	0 件
次年度への繰越件数	0 件

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

区 分	件 数
前年度からの繰越件数	0 件
当年度の新規要求件数	0 件
当年度中終了件数	0 件
次年度への繰越件数	0 件

10 職員の採用試験及び選考の状況

① 採用試験の実施状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

区 分	受験者	1次試験合格者	最終合格者	採用者
一般事務職	47人	21人	10人	10人
保育教諭	14人	9人	5人	5人
保健師	3人	3人	2人	1人
社会福祉士	1人	1人	1人	1人
発達支援員	3人	2人	1人	1人
看護師	3人	3人	1人	1人
文化財専門職	1人	1人	0人	0人
総合技術職（土木建築）	5人	2人	1人	0人
技能労務職	9人	4人	3人	3人
合 計	86人	46人	24人	22人

※医師職（選考）を除く

11 障害者の任用状況（令和5年6月1日現在）

法定雇用率	2.6%	3.71%
-------	------	-------

※法定雇用障害者数は不足なし。

12 特別職の報酬等の状況

(1) 給料、報酬、期末手当の状況（令和6年4月1日現在）

	市 長	副市長	教育長	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 (月額)	783,000円	630,000円	585,000円	430,000円	340,000円	310,000円
期末手当 (5年度支給割合)	4.35月分（6月期=2.125月分、12月期=2.225月分）			3.95月分（6月期=1.9月分、12月期=2.05月分）		

(2) 退職手当の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	算定方式	支給時期
市 長	給料月額×41/100×在職月数	任期毎
副市長	給料月額×25/100×在職月数	任期毎
教育長	給料月額×18.5/100×在職月数	任期毎

13 会計年度任用職員の状況（令和6年4月1日現在）

フルタイム 会計年度任用職員	パートタイム 会計年度任用職員
62人	127人

※フルタイム会計年度任用職員とは、週5日勤務で1日の勤務時間が7時間45分の者です。

※パートタイム会計年度任用職員とは、勤務時間がフルタイムに満たない職員で給料が月額給の者です。